

大阪市水道局告示第62号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年10月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社NKシステム	大阪市東淀川区淡路2丁目16番19号 5F	令和7年 9月30日
株式会社フィールド・リバー・ジャパン	大阪府中央区上町1丁目11番10号	
有限会社八州建設	大阪府平野区西脇1丁目21番15号	
有限会社ナニワ建装工業 大阪支店	大阪府平野区長吉長原西3丁目2番2号	
キンセイ工業	大阪府天王寺区国分町3番7号 シャンピア 国分町502号	
株式会社サニックス 北大 阪事業所	大阪府淀川区西中島5丁目5-15新大阪セン トラルタワービル南館6F	
株式会社アラス	大阪府生野区巽中2-8-6	

（水道局工務部給水課）